

あ と が き

私が「地理的表示」の考え方に会ったのは2004年のことである。当時私は、総合食料局総務課調査官として、卸売市場法の改正案の国会提出作業を終えた後、併任先の消費・安全局で、高病原性鳥インフルエンザに対応するための家畜伝染病予防法改正案の策定作業に取り組んだ直後であった。連続した二つの法律案の策定作業で疲労困憊していたため、地理的表示保護制度の検討を手伝ってほしいといわれた時は、あまり乗り気がしなかった。勉強を始めたが、商標に類似する点はあるものの、全く異なる点もあり、どうとらえていいかよくわからないというのが第一印象だった。勉強不足で内容を十分とらえられないまま、一月足らずで内閣法制局参事官を命じられ、農林水産省が検討する法律案を審査する立場になった。その後のことは本書で触れたところであるが、農林水産省からの保護制度の検討案の説明を聞いても、内容がはっきりせず、立法上の問題も多いと考えていたところ、省庁間の調整の問題もあり、制度検討は長く中断することとなった。

私が、その後長期間にわたって地理的表示に関わるようになったのは、この際の「なぜ、うまくいかなかったのだろうか。何とかして、我が国の農業にも役立ちそうなこの制度を創設することはできないだろうか。」という思いに起因している。その後、農林水産政策研究所に異動となり、地理的表示保護制度について、基本的部分から、じっくりと情報収集し、考える時間を持つことができた。行政の担当部局とも協力し、EUの保護制度を中心に、テロワールと品質保証という保護の基本的考え方、制度や運用の詳細、保護の効果、我が国の現状と制度導入の必要性・課題等を調査し、取りまとめたが、この内容は、制度創設にも一定の貢献ができたものと考えている。

その後も、地理的表示を中心とした研究を進めていたが、行政出身で、研究手法をきちんと学習したことのないこともあり、行政時代のやり方と同様、ある案件に関して「現状、課題、対応策」をまとめる内容になっていたように思

う。こういった内容は、行政を進める上では参考になるものと考えているが、新しい何かを明らかにする「研究」としてとらえた場合、不十分な点があるとの感を抱いていた。

このような状況で、今後の研究の方向に悩んでいたところ、当時の当研究所出田安利次長から、行政官国内研究員制度を使って博士の学位取得を目指したらどうかと提案いただいた。これまでの実務経験を活かして研究に取り組む「政策研究大学院大学政策プロフェッショナルコース」を希望し、2017年4月に入学を認めていただいた。同コースでは、専攻した公共政策学のほか、ミクロ経済学や数量分析の基礎、研究の方法論など、これまで十分な知識を持っていなかった分野も教授いただき、研究を行う際の道具箱を充実することができた。特に主指導教員になっていただいた飯尾潤先生には、政策決定、実施、政策手段など政策過程に関する幅広い内容とともに、事例研究等の研究手法について詳細に教えていただいた。この年の同コースの受講者は1名であり、まさにマンツーマンで、先生と議論を行いつつ学ばせていただいたことは、大変ではあったが、その後、論文をまとめる上で大きな力となった。

講義の履修と並行して、論文の作成に取り掛かったが、通常、博士課程初年度末に行われる論文提出資格審査試験を前にして、壁に突き当たった。地理的表示についていろいろと整理していたが、この地理的表示という事例を用いて何を明らかにしたいのか、わからなくなってしまったのだ。結局、試験を延期していただき、ゆっくり考えさせていただくこととなった。当初は何も手につかない状態だったが、地理的表示を離れ、大学院で学んだ内容を簡単なことから学び直していくうちに、内容が少しずつつながり始めた気がした。そういった試行錯誤をしている中で、様々な政策決定論を踏まえ、省庁間調整を少し違う視点から分析し、地理的表示保護制度の創設が失敗・成功した理由を明らかにできないか、また、これまでの農政でとられてきた政策手段とは異なる新しい手段としての意義を明らかにできないかという問題意識が固まった。これが決まった後は、ある程度順調に作業が進み、半年遅れの論文提出資格審査試験を終え、一章ずつ書き進めていった。その間、公表資料だけでは把握できない

部分については、農林水産省及び特許庁の当時の担当者の方からお話を伺うことができた。省庁間調整の経過などは公表資料として残されないことが多く、インタビューに快く応じていただけた方々の御協力があったこそ、この論文を作成することができたものと、深く感謝している。

論文作成に当たって、飯尾先生には、草稿段階から論文完成まで、折に触れて的確な御指摘と温かい励ましをいただいた。また、副指導教員の竹中治堅先生をはじめ、黒澤昌子先生、中央大学の木立真直先生には、論文の審査を通じて、多くの貴重な御指摘をいただいた。論文最終版（『農産物・食品の地理的表示－省庁間調整による政策決定と新しい政策手段としての意義－』）を提出し、2020年3月に学位を認めていただいた際は、非常に安堵したことを思い出す。結果的に、地理的表示に取り組むようになった当初の自らの思いに、ある程度対応したものになったように思う。

この学位論文に、第8章の産地アンケート結果部分の追加など、一部加筆・修正して取りまとめたものが本書である。研究叢書として刊行するに当たり、匿名レフリー2名の方から貴重な御助言をいただいた。また、編集委員会や広報資料課の方々から、大変な御助力をいただいた。博士論文及び本書の作成に当たり、以上にお名前をあげさせていただいた方々以外にも、多くの方々から様々なお力添えをいただいた。深く感謝を申し上げたい。

なお、本書は、地理的表示保護制度を、主に省庁間調整による政策決定の観点と情報という政策手段の観点から分析している。一方、地理的表示保護に関しては、このほかにも、具体的な産品に即した地理的表示の活用方策や効果、このためのガバナンスの在り方、地域や文化、環境の持続性に与える影響など、解明すべき課題が多いと思われる。これらの課題は、地理的表示保護制度を定着させ、政策の効果を上げていくためには、今後ますます重要になってくるとと思われる。このような課題も含め、読者の皆様の御意見、御助言をいただきながら、地理的表示に関し今後も研究を深めていければと考えている。

2022年3月

著者